

大 崎 指 選 第 1 5 号
令 和 5 年 1 1 月 1 0 日

大崎市長 伊藤 康志 様

大崎市指定管理者選定委員会
委員長 菅原 貞一



令和5年度大崎市指定管理者選定委員会における選定結果について（報告）

大崎市指定管理者選定委員会において、大崎市三本木蒜袋集会所の指定管理者選定にあたり、申請団体から提出された申請書を審査し、下記のとおり選定したので報告します。

記

1 指定管理者候補者

所在地 大崎市三本木蒜袋字南屋敷 19 番地 7
名 称 三本木蒜袋行政区
代表者 大友 清一

2 選定経過

選定委員会（1日目）令和5年10月24日（火） 委員会設置，現地視察
選定委員会（2日目）令和5年10月31日（火） 審査

3 選定委員会の委員

委員長 菅原 貞一
委 員 寺岡 清光（職務代理），佐藤 ルミ，文屋 文夫，松浦 美和子，
山田 美代子，山谷 真子，遊佐 翔

4 審査方法

当施設の審査は公募によらない候補者の選定とし、申請団体を候補者とするについて、市の選定基準に従い指定申請書の審査及び団体へのヒアリング等により各委員が点数評価を行い、その評価結果を参考に委員の合議により候補者を選定した。

5 審査得点（委員8名）

団 体 名	総 合 点	平 均 点
三本木蒜袋行政区	608 / 800	76.00

6 選定理由

集会所の設置目的や建設の経緯を踏まえ、地域の実情に応じた施設利用が行われていることから、引き続き申請団体を指定管理者とすることにより、集会所の効率的かつ効果的な管理運営が見込まれるものである。

7 審査の総評

引き続き現在の指定管理者である三本木蒜袋行政区が管理運営にあたることにより、施設の設置目的に沿った効率的、効果的な管理運営が見込まれるとともに、適正な管理については高い評価を得た。全般的に集会所は、地域への譲渡方針が打ち出されているものの、施設の老朽化が進行しているため、指定管理者は創意工夫をしながら、管理運営を行っている状況にある。市は、地域の主体的で効率的な運営を積極的に支援しつつ、指定管理者と十分に意見交換などを行いながら、施設のあり方を検討していく必要がある。

